

8 戦前期日本における精神病院收容患者の増加

鈴木 晃 仁

戦前期の日本において急速なペースで精神病院が増加し、病院に收容されている患者数が増加したことは良く知られている。一九〇五年には一五〇〇人程度であった精神病院患者は、一九四〇年には一二〇〇〇人を超え、四十年足らずの間に8倍以上に増加している。この増加に較べて、同じ時期の「私宅監置」患者は2倍弱の鈍い伸びしか見せていない。病院であれ私宅であれ公的に「監禁」されている患者の割合を見ると、私宅監置の相対的な減少と病院收容の増加はより鮮明である。すなわち、一九〇五年には私宅監置の割合が病院收容のその2倍であったのに対し、一九四〇年には病院患者が私宅患者の2倍になって、完全に逆転している。戦前の日本の精神病者のケアは、比率で見る限り私宅から病院へと

シフトしたことは確実である。

この報告においては、ここからさらに一步踏み込んで、精神病院への收容の増加がいかなる過程を経たのか、そしてどんなファクターが「私宅から病院へ」というシフトに貢献したのかを明らかにする。主として用いる資料は、一九〇五年から一九四〇年までの「衛生局年報」および「衛生年報」において、内務省衛生局(三八年からは厚生省)が集計した「精神病患者統計」と「精神病院統計」である。この資料に、京都市の精神病患者調査(一九三五年)、現在筆者が分析を進めている王子脳病院の患者記録から作成した統計などを加えたものが議論のベースの核になる。まず注目すべきポイントは、私宅監置の減少が必ずしも精神病院收容の増加につながったわけではないことである。特に一九一〇年から二〇年まで、全国レヴェルで見たとときに、私宅監置数は停滞し監置率は大きく減少しているが、この時期の病院收容はさほど増加していない。また、精神病院法の施行(一九二三年)も、私宅監置の減少に直接のインパクトがあったようには見えない。私宅監置は、二三年から二九年まで、絶対数・

監置率ともに増加しているからである。精神病患者監護法（一九〇〇年）が、監置率をさほど上げたように見えないこととあいまって、これらの全国レヴェルの統計は、立法の影響という枠組みのみで精神病院の成長を見ることを戒めている。

精神医療行政を法律と行政の観点からのみ見ることのオルタナティブとして、この報告は、法律・行政だけでなく社会・経済・文化的な要因を重く見ることを提唱する。パラメーターとして特に重視したいのは、（一）都市化、（二）近代医学の浸透、（三）収入、（四）公立精神病院の存在、の4つである。

すなわち、（一）都市化がすでに進展していた地方、この時期に都市化が進行した地方、農村的な性格を保っていた地方の三つに分けて、それぞれにおいてどのように病院収容が進展したのかを探る。（二）それぞれの府県の医師数と病院化の関連を探る。（三）県民の平均所得水準と病院化の関係を探る。（四）必ずしも数的には重要でなかった公立精神病院が、病院化にどのような役割を果たしたのかを探る、ことである。以上のような作業から、

現在われわれが持っている戦前期日本の精神医療の構造転換についての鳥瞰図を、いまし精密にすることがこの報告の狙いである。

（慶應義塾大学経済学部）